

事 務 連 絡

令和3年7月19日

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 御中

国土交通省関東運輸局

観光部観光企画課

「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」の活用促進について
(周知依頼)

日頃より観光行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナ感染症流行以降、宿泊事業者の皆様におかれては厳しい経営状況が続いているものと承知しております。特に東京都の宿泊事業者におかれましては、今般の緊急事態宣言の発出により、より深刻な影響を受けておられるものと認識しております。

このため、観光庁では、「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」として、全ての都道府県を対象に、宿泊事業者が感染防止対策の強化等に取り組む際の費用について、幅広く支援する制度を発表しており、例えば東京都においては下記の事業「宿泊施設に対する支援事業」を実施しているところです。

(観光庁 HP) 宿泊事業者による感染防止対策等への支援

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000510.html

(東京都 HP) 宿泊施設に対する支援事業について

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/06/23/09.html>

本制度は、東京都からも既にご連絡した案件となりますが、貴団体におかれましては、東京都内の傘下会員へ再度周知いただくようお願いいたします。

なお、当該事業に関してご不明な点等ございましたら、以下の担当者までご連絡いただけますと幸いです。御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

<p>【問い合わせ先】 観光庁 観光産業課 府中・谷川・木幡・竹川・末廣 03-5253-8330</p>
--